

ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

令和5年度分の福祉タクシー料金の助成、
給食サービスの受け付けを3月24日(金)から開始します。

福祉タクシー料金の助成

高齢者

介護認定を受けられた方または運転免許返納された高齢者の方が外出にタクシーを利用する場合

▼対象者

- 市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方
- ①介護保険法の要介護認定もしくは要支援認定を受けた方または基本チェックリストによる事業対象者
 - ②75歳以上の運転免許返納者
 - ③介護保険施設などに入所していない方
 - ④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
 - ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間 36 枚

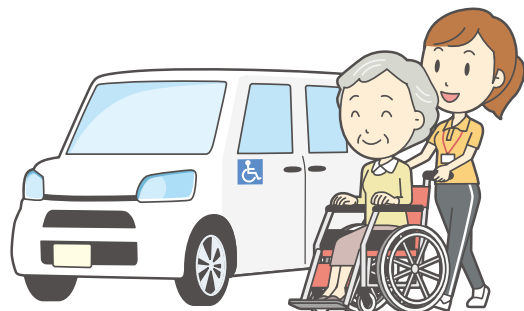
▼助成金の額 1 回の乗車につき 2 枚まで

- 1 枚目：基本料金および迎車回送料金に相当する額
- 2 枚目：基本料金相当分まで

▼申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 運転経歴証明書または取消通知書(令和3年4月1日以降に交付されたもの)※②の対象の方に限ります。
- 障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所 ☎52-2111



障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用する場合

▼対象者

- 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)
- ①身体障がい者手帳 1 級～3 級の方
 - ②療育手帳 A、B 判定の方
 - ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級の方

▼利用券の交付枚数 年間 48 枚

▼助成金の額など

区 分		利用可能枚数	助 成 額	
一般タクシー		1 回の乗車につき 2 枚まで	1 枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金 2 枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで	
リフト付き タクシーなど	車椅子	1 回の乗車につき 1 枚	1,500 円	ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、 実際に要した額
	ストレッチャー		2,000 円	

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線 162・163)、十四山支所 ☎52-2111



給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者

- 市内に住所を有する高齢者(おおむね 65 歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級)で、次のいずれかに該当する方
- ①高齢者のみの世帯
 - ②重度の障がい者のみの世帯
 - ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容

次のどちらか一つの方法を選び申請してください。
なお、年度内で実施方法の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週 7 回、1 日 1 食まで)の昼食または夕食のいずれか選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき 400 円をお支払いください。
※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券

1 カ月当たり 800 円分(200 円×4 枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。
なお、1 回に使用できる枚数は 1 枚(200 円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの

- 年齢確認ができるもの
- 障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他

総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所 ☎52-2111



原動機付自転車および軽自動車などの 名義変更・廃車の手続きは、お早めに！



軽自動車税種別割は毎年 4 月 1 日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。廃車、売却、盗難などで、すでに車両を所有していない方でも、届け出をしていないと課税されますのでご注意ください。

なお、毎年 3 月は届け出が集中し、窓口が大変混雑します。名義変更や廃車の届け出をしていない方は、3 月中旬ごろまでに手続きを済ませてください。

- 問 ○原動機付自転車(125cc 以下)、
小型特殊自動車
市役所税務課(内線 217)
○軽自動車 四輪・三輪
軽自動車検査協会 愛知主管事務所
《名古屋市中川区》 ☎(050)3816-1770

- 軽自動車 二輪(125cc 超 250cc 以下)、
二輪の小型自動車(250cc 超)
中部運輸局 愛知運輸支局《名古屋市中川区》
☎(050)5540-2046

